

計画策定の趣旨と位置付け

第1章

川崎市における高齢者の状況

第2章

地域包括ケアシステム構築に向けた取組

第3章

第9期計画期間における施策の方向性

第4章

川崎らしい都市型の地域居住の実現

第5章

介護保険サービスの見込量と
保険料

第6章

資料編

1 介護保険サービスの見込量に係る推計の流れ

第9期（令和6（2024）～令和8（2026）年度）介護保険事業計画における介護保険サービスの見込量については、次の方法により推計しました。

（1）被保険者数の推計

介護保険の対象となる65歳以上の高齢者人口（以下「第1号被保険者数」といいます。）については、本市総務企画局が令和4（2022）年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」を考慮して推計しました。

（2）要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者数については、各年度における被保険者数を基に、直近の認定率や国の政策誘導（病床の機能分化・連携等）により地域移行する患者数、及びこれまでの介護予防の取組効果を反映し、推計しました。

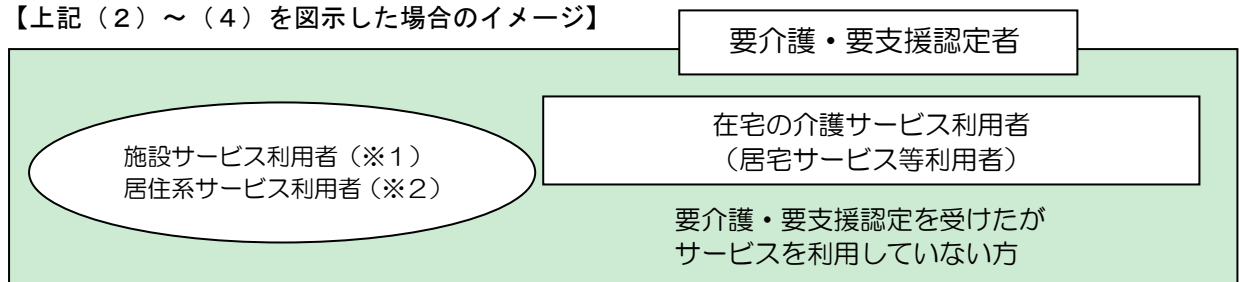
（3）施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、施設・居住系サービスの整備計画やこれまでの利用実績などを基に推計しました。

（4）居宅サービス等利用者数の推計

居宅サービス等利用者数については、各年度における要介護・要支援認定者数から、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた利用対象者のうち、実際に介護サービスを利用する人数について、これまでの利用実績などを基に推計しました。

【上記（2）～（4）を図示した場合のイメージ】



※1…施設サービス利用者とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の利用者のことをいいます。

※2…居住系サービス利用者とは、認知症高齢者グループホーム、特定施設（介護付有料老人ホーム等）、小規模特別養護老人ホーム等の利用者のことをいいます。

（5）介護保険給付費及び地域支援事業費等の推計

（1）～（4）の推計を基礎として、各年度の介護保険給付費及び地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費）を推計しました。

2 介護保険サービスの見込量の推計

(1) 高齢者人口及び要介護・要支援認定者数の推計

平成12(2000)年度の介護保険制度の発足から約24年が経過しました。

今後、高齢者人口は年々増加を続け、令和8(2026)年度中には75歳以上の第1号被保険者数が18万人を超えることが見込まれます。このため、第9期計画の最終年度である令和8(2026)年度における要介護・要支援認定者は6.8万人を超え、令和22(2040)年度には8.8万人を超える見込みです。

【本市の第1号被保険者数等の推移】

各年10月1日時点、単位：人

	平成12 (2000)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
第1号被保険者数	155,122	295,896	299,528	303,076	305,638	306,987
前期高齢者(65~74歳)	98,303	151,486	149,454	150,133	150,973	145,892
後期高齢者(75歳以上)	56,819	144,410	150,074	152,945	154,665	161,095
後期高齢者構成割合	(36.63%)	(48.80%)	(50.10%)	(50.46%)	(50.60%)	(52.48%)
要介護・要支援認定者数	14,501	55,760	57,769	59,094	61,178	62,365
第1号被保険者 (要介護・要支援認定率)	13,859 (8.93%)	54,372 (18.38%)	56,343 (18.81%)	57,636 (19.02%)	59,661 (19.52%)	60,749 (19.79%)
前期高齢者(65~74歳) (前期高齢者認定率)	2,965 (3.02%)	7,272 (4.80%)	7,199 (4.82%)	7,186 (4.79%)	7,565 (5.01%)	7,109 (4.87%)
後期高齢者(75歳以上) (後期高齢者認定率)	10,894 (19.17%)	47,100 (32.62%)	49,144 (32.75%)	50,450 (32.99%)	52,096 (33.68%)	53,640 (33.30%)
第2号被保険者	642	1,388	1,426	1,458	1,517	1,616

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
第1号被保険者数	308,713	310,974	314,150	319,742	417,827
前期高齢者(65~74歳)	141,082	138,343	135,625	138,635	209,570
後期高齢者(75歳以上)	167,631	172,631	178,525	181,107	208,257
後期高齢者構成割合	(54.30%)	(55.51%)	(56.83%)	(56.64%)	(49.84%)
要介護・要支援認定者数	62,852	64,252	66,235	68,398	88,594
第1号被保険者 (要介護・要支援認定率)	61,266 (19.85%)	62,662 (20.15%)	64,631 (20.57%)	66,803 (20.89%)	87,177 (20.86%)
前期高齢者(65~74歳) (前期高齢者認定率)	6,697 (4.75%)	6,521 (4.71%)	6,352 (4.68%)	6,429 (4.64%)	9,609 (4.59%)
後期高齢者(75歳以上) (後期高齢者認定率)	54,569 (32.55%)	56,141 (32.52%)	58,279 (32.64%)	60,374 (33.34%)	77,568 (37.25%)
第2号被保険者	1,586	1,590	1,604	1,595	1,417

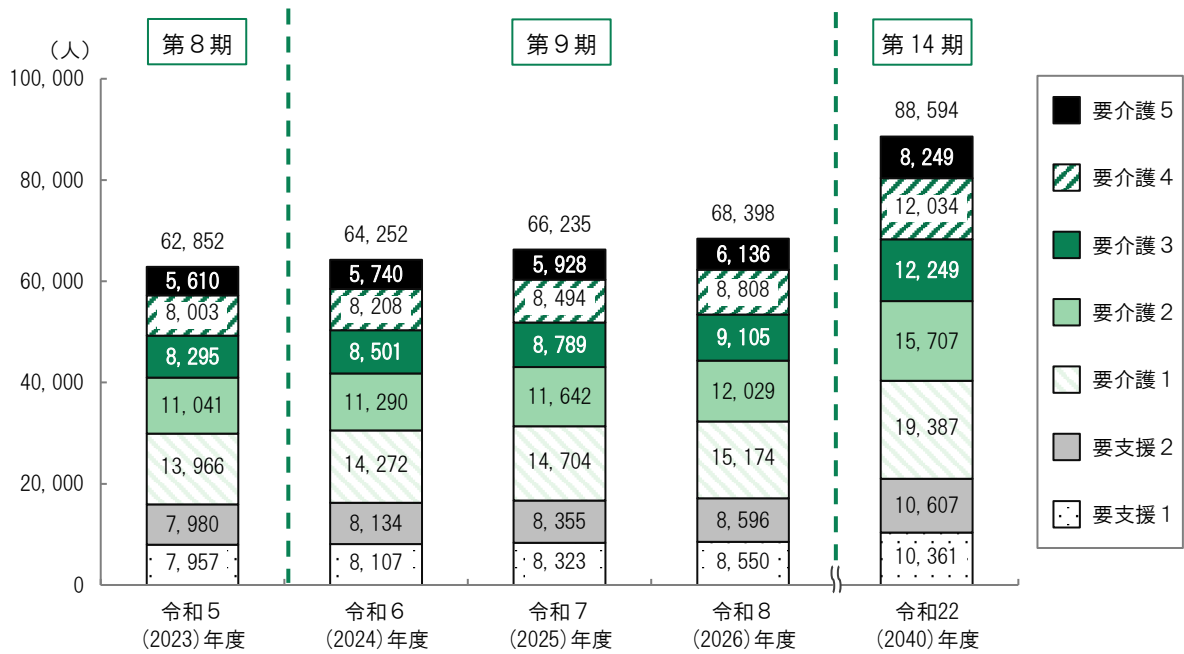
※第1号被保険者とは、65歳以上の本市介護保険の被保険者です。住所地特例等により65歳以上人口とは数値が異なります。

※第2号被保険者とは、40~64歳の医療保険加入者です。

※令和5年度までは実績値で、令和6年度以降は推計値です。

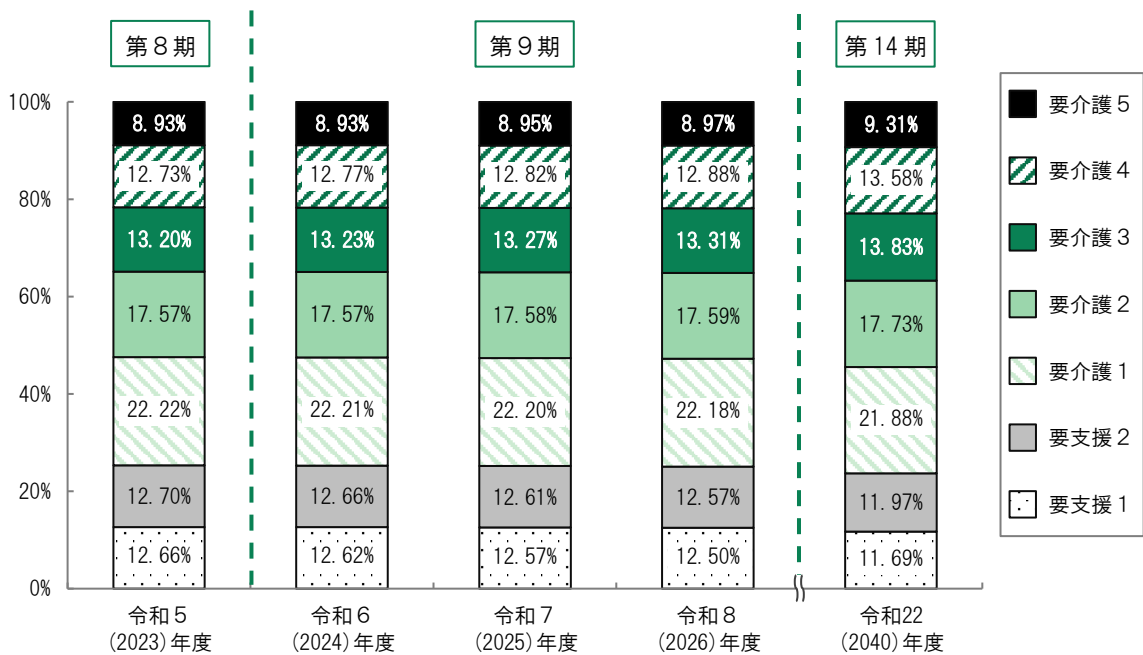
※認定率とは、第1号被保険者、前期・後期高齢者等、それぞれに占める要介護・要支援認定者数の割合のことです。

【本市の要介護・要支援認定者数の推移（区分別内訳）】



※各年10月1日時点

【本市の要介護・要支援認定者の構成比の推移（構成比）】



※各年10月1日時点

(2) サービス利用者数の推計

① 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、施設・居住系サービスの整備計画やこれまでの利用実績などを基に推計しました。

【施設・居住系サービス利用者数の推移】

単位：人／月平均

	第8期			第9期			第14期
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
特別養護老人ホーム	4,416	4,595	4,717	4,923	5,012	5,205	5,941
小規模特別養護老人ホーム	239	242	240	239	239	239	239
介護老人保健施設	2,039	2,016	1,985	2,130	2,302	2,431	2,981
介護療養型医療施設	184	159	105	0	0	0	0
介護医療院	89	105	115	115	116	216	317
認知症高齢者グループホーム	2,209	2,221	2,183	2,378	2,415	2,462	3,233
特定施設入居者生活介護	3,807	3,894	3,980	4,148	4,281	4,427	5,818
利用者計	12,983	13,232	13,325	13,933	14,365	14,980	18,529

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

② 居宅サービス等利用者数の推計

居宅サービス等利用者数については、要介護・要支援認定者数の推計値から、施設・居住系サービス利用者数を除いた数に、第8期中の居宅サービス等利用率を乗じて推計しました。

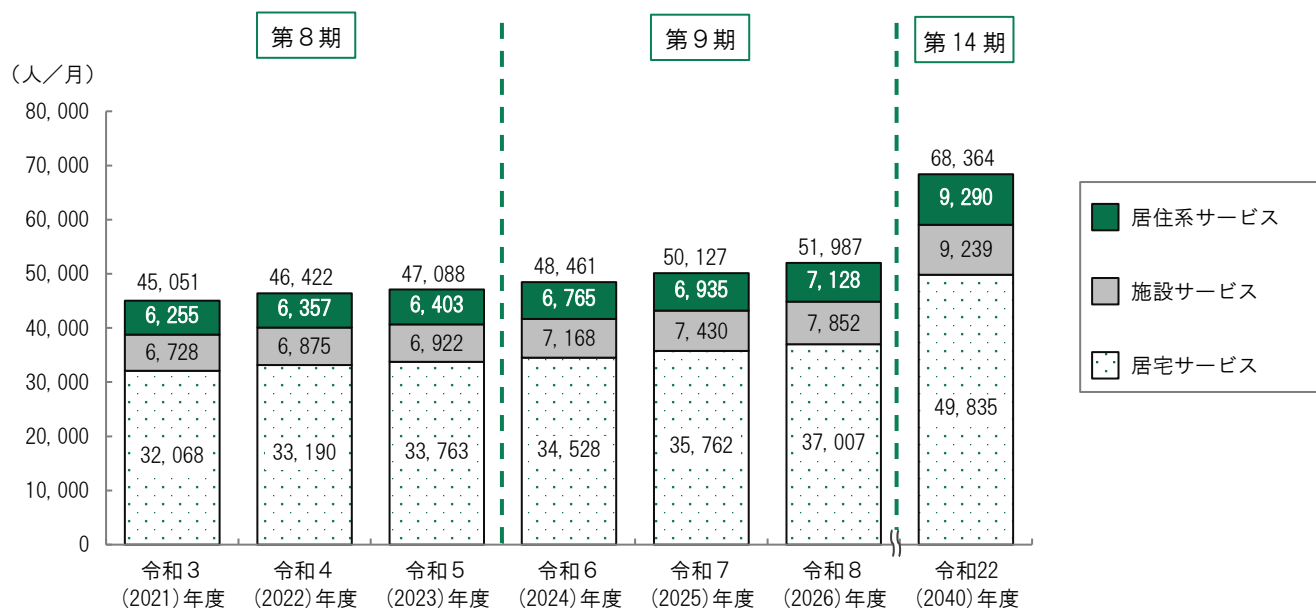
【居宅サービス等利用者数の推移】

単位：人／月平均

	第8期			第9期			第14期
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
居宅サービス等利用者数	32,068	33,190	33,763	34,528	35,762	37,007	49,835

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

【本市のサービス利用者数の推移】



※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

※居宅サービスとは、施設サービス、居住系サービス以外のサービス利用者のことをいいます。

※施設サービスとは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の利用者のことをいいます。

※居住系サービスとは、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、小規模特別養護老人ホーム等の利用者のことをいいます。

(3) 介護保険サービス量の推計

① 居宅サービス・地域密着型サービス

居宅サービス、地域密着型サービスの介護保険サービス量については、サービス種類ごとの利用者数や利用回（日）数などを踏まえて推計しました。

② 施設サービス・居住系サービス

施設サービス、居住系サービスの介護保険サービス量については、サービス種類ごとの利用者数を踏まえて推計しました。

第6章 介護保険サービスの見込量と保険料

【本市の介護保険サービス量の推移】

		第8期			第9期			第14期
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
居宅サービス	単位							
訪問介護	回/年	3,099,480	3,227,880	3,336,960	3,423,480	3,541,212	3,636,708	5,132,364
訪問入浴介護	回/年	58,932	55,224	57,636	60,396	62,616	63,960	92,592
介護予防 訪問入浴介護	回/年	288	228	108	0	0	0	0
訪問看護	回/年	956,256	1,038,792	1,164,288	1,185,072	1,224,912	1,260,840	1,734,324
介護予防訪問看護	回/年	103,488	92,688	103,440	105,144	107,940	111,024	136,380
訪問リハビリ テーション	回/年	90,780	102,072	102,780	105,000	108,564	111,612	153,984
介護予防訪問 リハビリテーション	回/年	9,540	9,072	8,904	9,756	9,876	10,236	12,564
居宅療養管理指導	人/年	176,388	185,616	194,484	198,504	205,224	211,140	292,920
介護予防 居宅療養管理指導	人/年	11,676	12,156	12,300	12,528	12,864	13,224	16,188
通所介護	回/年	1,019,628	1,035,780	1,077,396	1,092,576	1,128,660	1,163,772	1,572,924
通所リハビリ テーション	回/年	193,116	195,840	198,480	201,012	207,780	214,224	292,776
介護予防通所 リハビリテーション	人/年	3,300	3,564	3,984	4,092	4,188	4,320	5,292
短期入所生活介護	日/年	20,976	21,696	22,812	23,220	24,024	24,744	34,476
介護予防 短期入所生活介護	日/年	348	348	348	384	384	396	492
短期入所療養介護	日/年	2,796	2,856	3,312	3,432	3,564	3,648	5,160
介護予防 短期入所療養介護	日/年	0	12	24	0	0	0	0
特定施設入居者生活 介護	人/年	40,572	41,724	42,996	44,748	46,128	47,772	63,288
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/年	5,112	5,004	4,764	5,028	5,244	5,352	6,528
福祉用具貸与	人/年	225,588	236,880	242,100	246,168	254,376	262,068	359,244
介護予防 福祉用具貸与	人/年	49,992	51,564	53,544	54,456	55,908	57,492	70,488

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

第6章 介護保険サービスの見込量と保険料

		第8期			第9期			第14期	
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度	
地域密着型サービス		単位							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/年	4,896	5,220	5,292	7,680	8,568	9,504	14,400	
夜間対応型訪問介護	人/年	5,424	5,472	5,472	5,496	5,688	5,844	8,184	
認知症対応型通所介護	回/年	104,844	102,240	103,212	105,144	108,720	112,044	155,148	
介護予防 認知症対応型通所介護	回/年	144	156	72	0	0	0	0	
小規模多機能型 居宅介護	人/年	10,344	10,188	9,972	11,976	13,080	14,484	22,524	
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人/年	792	648	684	924	1,008	1,104	1,728	
認知症高齢者 グループホーム	人/年	26,424	26,580	26,136	28,440	28,884	29,448	38,664	
介護予防認知症高齢者 グループホーム	人/年	84	72	60	96	96	96	132	
小規模特定施設 入居者生活介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0	
小規模特別養護 老人ホーム	人/年	2,868	2,904	2,880	2,868	2,868	2,868	2,868	
看護小規模多機能型 居宅介護	人/年	4,056	4,752	5,196	6,252	7,284	8,352	13,728	
地域密着型通所介護	回/年	464,628	460,260	460,824	466,596	481,716	496,908	669,804	
福祉用具購入		単位							
特定福祉用具販売	人/年	3,828	3,924	3,768	3,792	3,924	4,032	5,472	
介護予防 特定福祉用具販売	人/年	984	984	1,008	1,044	1,068	1,092	1,344	
住宅改修		単位							
住宅改修	人/年	2,148	2,112	2,136	2,160	2,232	2,316	3,120	
介護予防住宅改修	人/年	948	900	912	948	972	996	1,224	
ケアプラン		単位							
ケアプラン	人/年	309,648	321,444	325,740	330,468	341,340	351,816	476,280	
介護予防ケアプラン	人/年	59,976	61,248	63,564	64,716	66,432	68,328	83,760	
施設サービス		単位							
特別養護老人ホーム	人/年	52,992	55,140	56,604	59,076	60,144	62,460	71,292	
介護老人保健施設	人/年	24,468	24,192	23,820	25,560	27,624	29,172	35,772	
介護療養型医療施設	人/年	2,208	1,908	1,260	0	0	0	0	
介護医療院	人/年	1,068	1,260	1,380	1,380	1,392	2,592	3,804	

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

(4) 介護保険給付費の推計

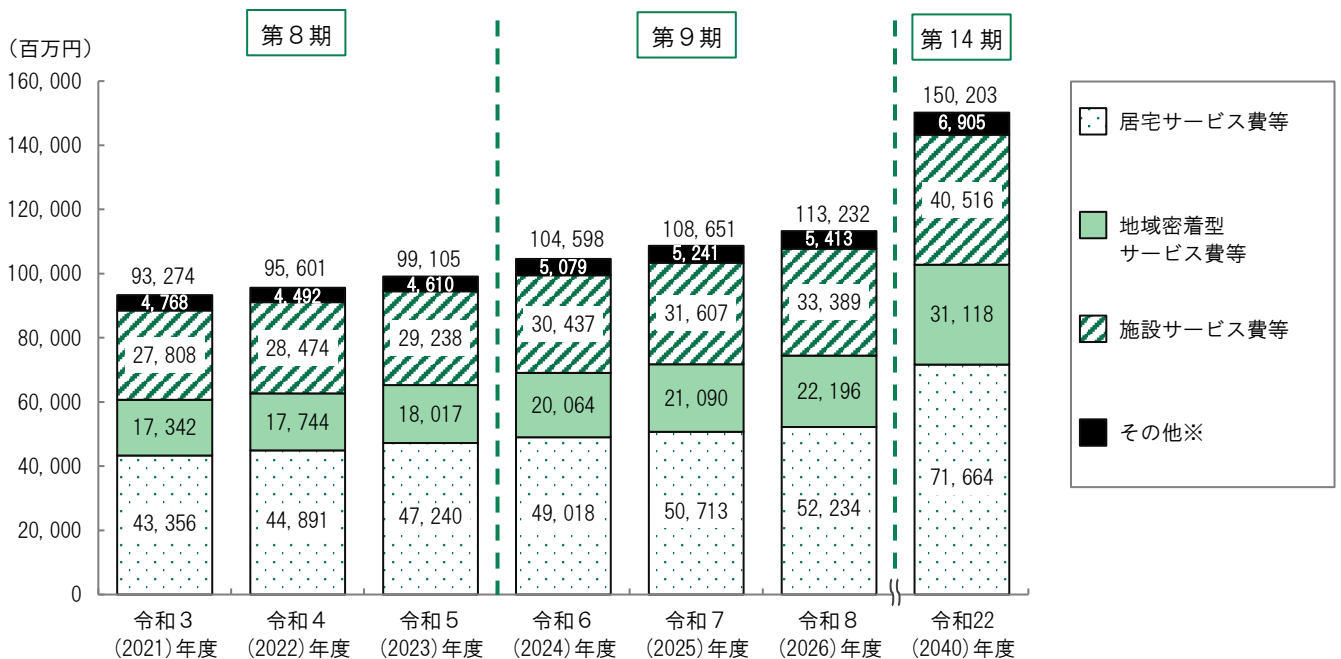
介護保険給付費については、「(3) 介護保険サービス量の推計」で見込んだ介護保険サービス量に1人(1回(日))あたりの介護保険給付費の見込額等乗じ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の見込額を加え、推計しました。

【本市の介護保険給付費の推移】

単位：百万円

	第8期			第9期			第14期
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
居宅サービス費等	43,356	44,891	47,240	49,018	50,713	52,234	71,664
地域密着型サービス費等	17,342	17,744	18,017	20,064	21,090	22,196	31,118
施設サービス費等	27,808	28,474	29,238	30,437	31,607	33,389	40,516
高額介護サービス費等	2,851	2,773	2,889	3,043	3,141	3,244	4,129
高額医療合算介護サービス費等	395	396	399	415	427	441	572
特定入所者介護サービス費等	1,522	1,323	1,322	1,621	1,673	1,728	2,204
介護給付費合計	93,274	95,601	99,105	104,598	108,651	113,232	150,203

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。



※「その他」は高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、特定入所者介護サービス費等のことです。

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業などの制度改正を踏まえ、各サービスを適切に提供するために必要な費用を推計しました。

【本市の地域支援事業費の推移】

単位：百万円

	第8期			第9期			第14期
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
介護予防・ 日常生活支援総合事業	2,276	2,291	2,866	3,260	3,405	3,559	4,745
介護予防・生活支援 サービス事業	1,995	2,020	2,556	2,726	2,869	3,017	3,903
一般介護予防事業	281	271	310	534	536	542	842
包括的支援事業	1,693	1,756	2,049	2,161	2,171	2,211	2,599
任意事業	115	124	195	200	202	205	222
地域支援事業費合計	4,084	4,171	5,110	5,621	5,778	5,975	7,566

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値です。

※介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービス、通所型サービスなどを実施します。また、一般介護予防事業については、介護予防普及啓発事業などを実施します。

※包括的支援事業については、地域包括支援センター運営事業などを実施します。

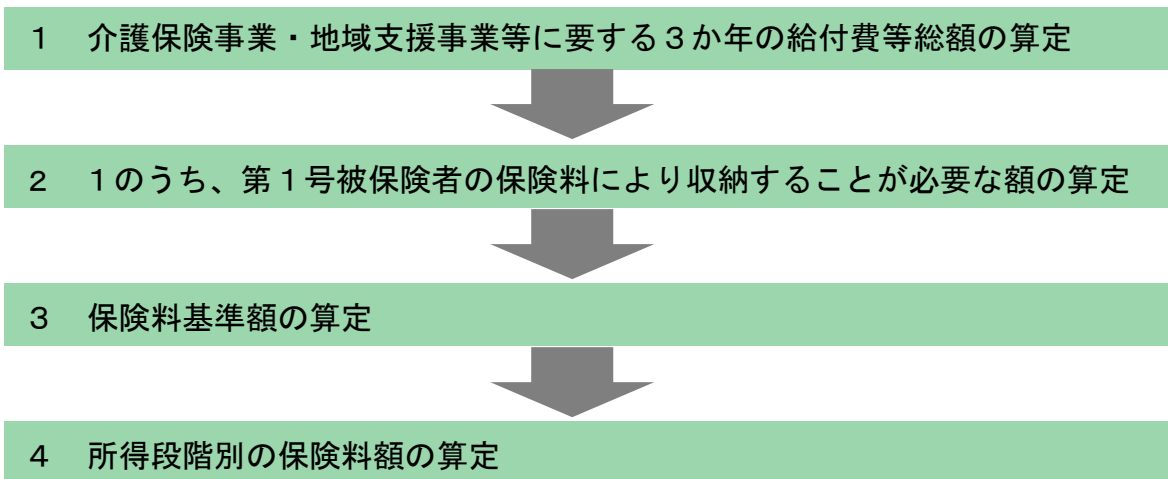
※任意事業については、介護給付適正化事業、認知症の家族介護支援事業などを実施します。

3 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、計画期間ごとに定めることとされています。
 このため、第9期計画期間（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで）
 における保険料を算定しました。

（1）保険料算定の手順

次の手順により算定しました。



（2）介護保険事業等に要する費用の額の算出

第9期計画期間の3か年で介護保険事業全体として必要となる費用の額を算出しました。

単位：百万円

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	3カ年合計
標準給付費	104,685	108,741	113,325	326,751
介護給付費合計	104,598	108,651	113,232	326,481
審査支払手数料	87	90	93	270
地域支援事業費合計	5,621	5,778	5,975	17,374
介護給付費等合計	110,306	114,519	119,300	344,125

(3) 第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額の算定

(2)で算出した「介護保険事業等に要する費用の額」を基に、介護保険関係法令の規定に基づき、第1号被保険者の保険料で賄うこととなる費用を算出しました。

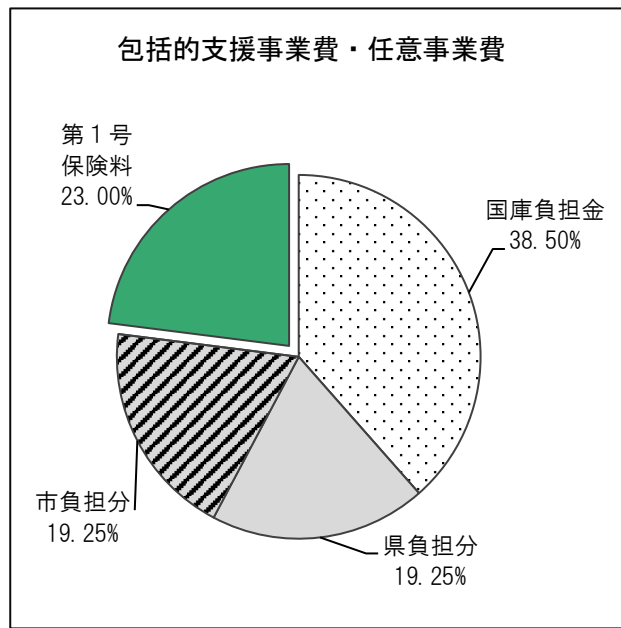
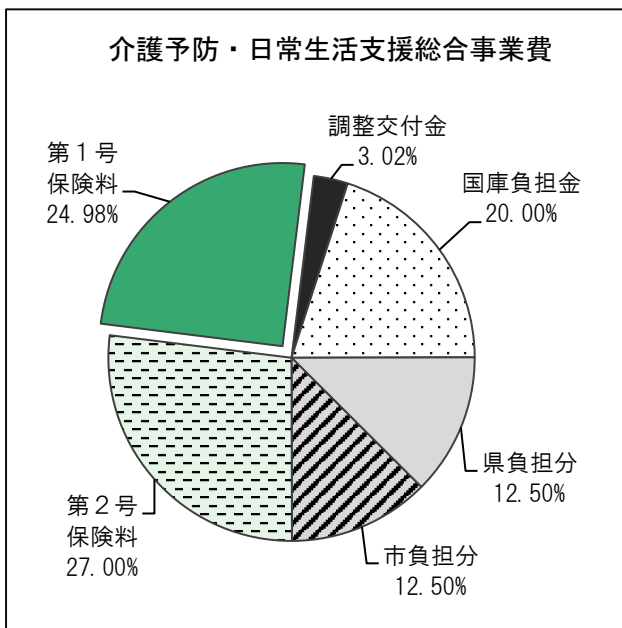
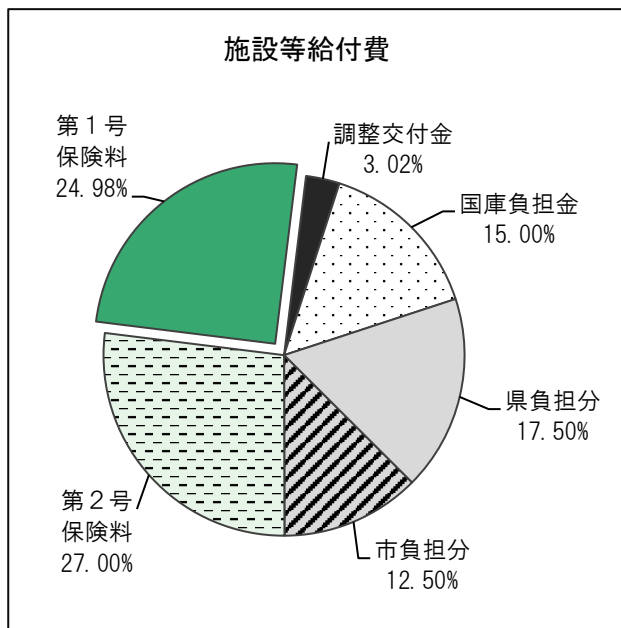
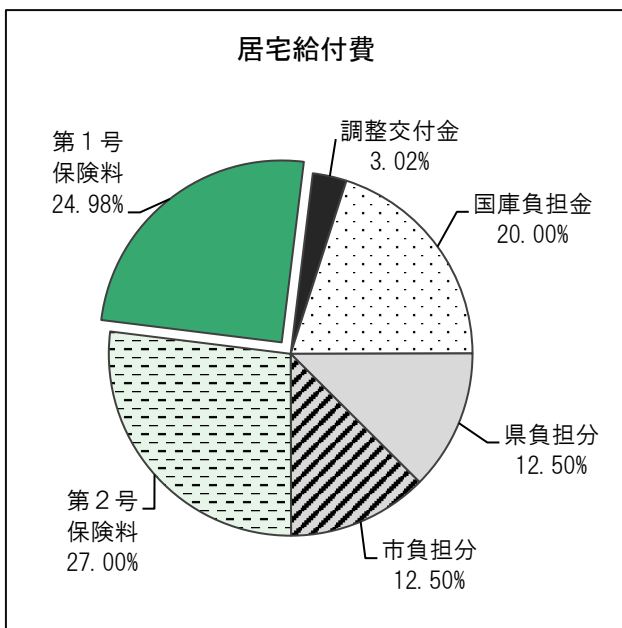
単位：百万円

経費区分		負担割合			
標準給付費	国負担分	定率負担分 〔 居宅給付費 20.00% 施設等給付費 15.00% 〕		59,550	
		調整交付金 3.02%		9,860	
	県負担分	定率負担分 〔 居宅給付費 12.50% 施設等給付費 17.50% 〕		46,644	
	市負担分		12.50%	40,844	
	第2号被保険者保険料		27.00%	88,223	
	第1号被保険者保険料①		24.98%	81,630	
	合計				326,751
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	国負担分	定率負担分 20.00%	2,045	
			調整交付金 3.02%	309	
		県負担分		12.50%	1,278
	市負担分		12.50%	1,278	
	第2号被保険者保険料		27.00%	2,760	
	第1号被保険者保険料②		24.98%	2,554	
	その他収入			1	
	合計				10,225
	包括的支援事業費 任意事業費	国負担分		38.50%	2,747
		県負担分		19.25%	1,373
		市負担分		19.25%	1,373
		第1号被保険者保険料③		23.00%	1,640
		その他収入			16
合計				7,149	
第1号被保険者が負担する経費		①+②+③		85,824	

※施設等給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院（これらの施設に係る特定入所者介護サービス費等を含む）、及び特定施設入居者生活介護に係る給付費で、居宅給付費は施設等給付費以外の給付費です。

※調整交付金の見込交付割合は、3年間の平均値です。

【本市の介護サービス種類別の負担割合】



(4) 保険料基準額の算定

本市においては、要介護・要支援認定者数、サービス利用者数の伸び、サービスの利用実績及び介護報酬の改定による影響等から、第9期計画期間における介護保険給付費等の総額を約3,441億2,500万円と見込みました。

このため、第1号被保険者の方に負担していただく金額は、約858億2,435万円となります。第8期計画期間と比べますと、第1号被保険者の方に負担していただく金額は約8.9%増となります。

これは、高齢者人口が年々増加を続け、令和8（2026）年度中には75歳以上の第1号被保険者が18万人を超えるものと推計しており、要介護・要支援認定者数や介護サービス利用者数などの増加が見込まれることによるものです。

こうした中、第9期計画期間における保険料については、下記の「国の考え方」を踏まえ、算定しました。

【第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料についての国の考え方】

- 介護保険給付費の増加を見据え、多段階化、高所得者の標準負担割合の引上げにより第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するとともに低所得者の標準負担割合の引下げを行うことで、低所得者の保険料の上昇を抑制
- 多段階化等により低所得者の負担抑制が可能となることから、低所得者の負担軽減に用いていた公費の一部を介護保険制度等の充実に活用

【第1号被保険者の保険料算定についての本市の方針】

- 1 本市の介護保険給付費準備基金★の活用
- 2 市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金★の活用
- 3 第1段階から第4段階に該当する低所得者の保険料率引下げによる負担の抑制
- 4 被保険者本人の所得に応じたきめ細かい保険料設定を行うため、合計所得が350万円以上の層の段階を細分化により全体を19段階に設定し、国の基準を参考に、第10段階以上の負担割合を変更
- 5 公費による低所得者の保険料の負担軽減を継続



介護保険給付費準備基金

高齢化の進展により、毎年着実に増加が見込まれる給付費に対し、3年間定額で設定された保険料の期間内での過不足に対応するため、介護保険法の趣旨に従い、市町村が設置している基金です。

第8期計画では、計画で見込んだサービス量よりもサービス実績が下回ったことなどから、第1号被保険者の保険料の余剰分を介護保険給付費準備基金に積み立てているところです（令和5年度末残高見込：約53億円）。

計画期間内の給付に必要となる保険料は、各計画期間内の保険料で賄うことを原則としていることなどから、期間終了後の余剰分である基金残高については、保険料を負担した被保険者に、なるべく早く還元されるべきものとされています。



市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金

介護保険法において、PDCAサイクルによる高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が制度化され、それらの取組を支援するため、財政的インセンティブとして創設されたものです。

市町村保険者機能強化推進交付金は、各市町村が行う地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図る取組に対し、評価指標の達成状況に応じて、国から交付されます。

市町村介護保険保険者努力支援交付金は、各市町村が行う地域包括ケアの充実を図る取組に対し、評価指標の達成状況に応じて、国から交付されます。

① 第1号被保険者の保険料段階と負担割合の設定

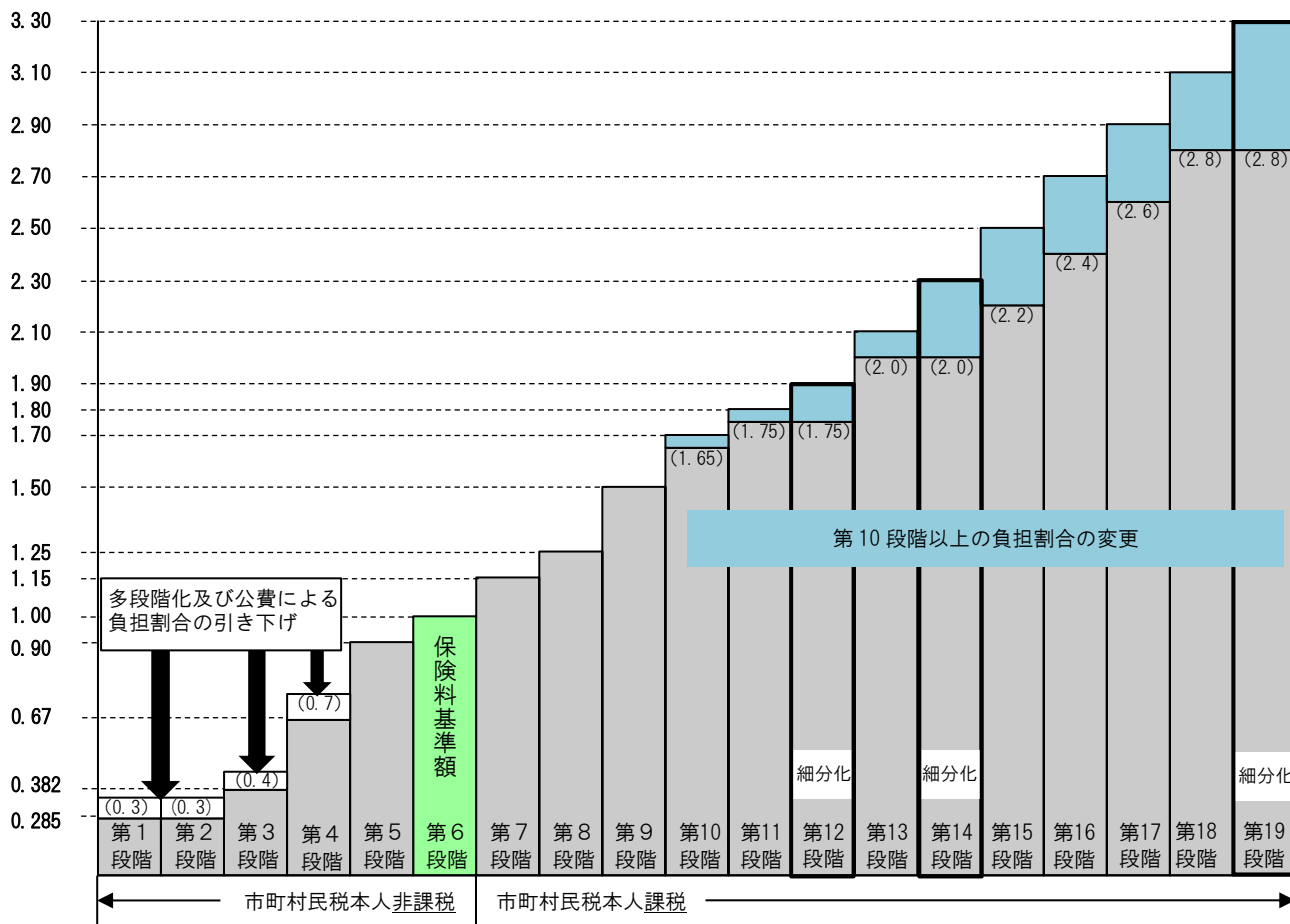
「第1号被保険者の保険料算定についての本市の方針」に基づき、第1号被保険者の保険料段階と負担割合を次のとおり見直しました。

第8期			第9期		
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合	保険料段階	対象者の所得基準	負担割合
第1段階	生活保護又は、中国残留邦人等支給給付を受けている方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	0.3	第1段階	同左	0.285
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3	第2段階	同左	0.285
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1・2段階以外の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.4	第3段階	同左	0.382
第4段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1・2・3段階以外の方	0.7	第4段階	同左	0.67
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	第5段階	同左	0.9
第6段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、第5段階以外の方	基準額	第6段階	同左	基準額
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	1.15	第7段階	同左	1.15
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	第8段階	同左	1.25
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	第9段階	同左	1.5
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.65	第10段階	同左	1.7
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.75	第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.8
			第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.9
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.0	第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.1
			第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.3
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.2	第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.5
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.7
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.6	第17段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.9
第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	2.8	第18段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	3.1
			第19段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方	3.3

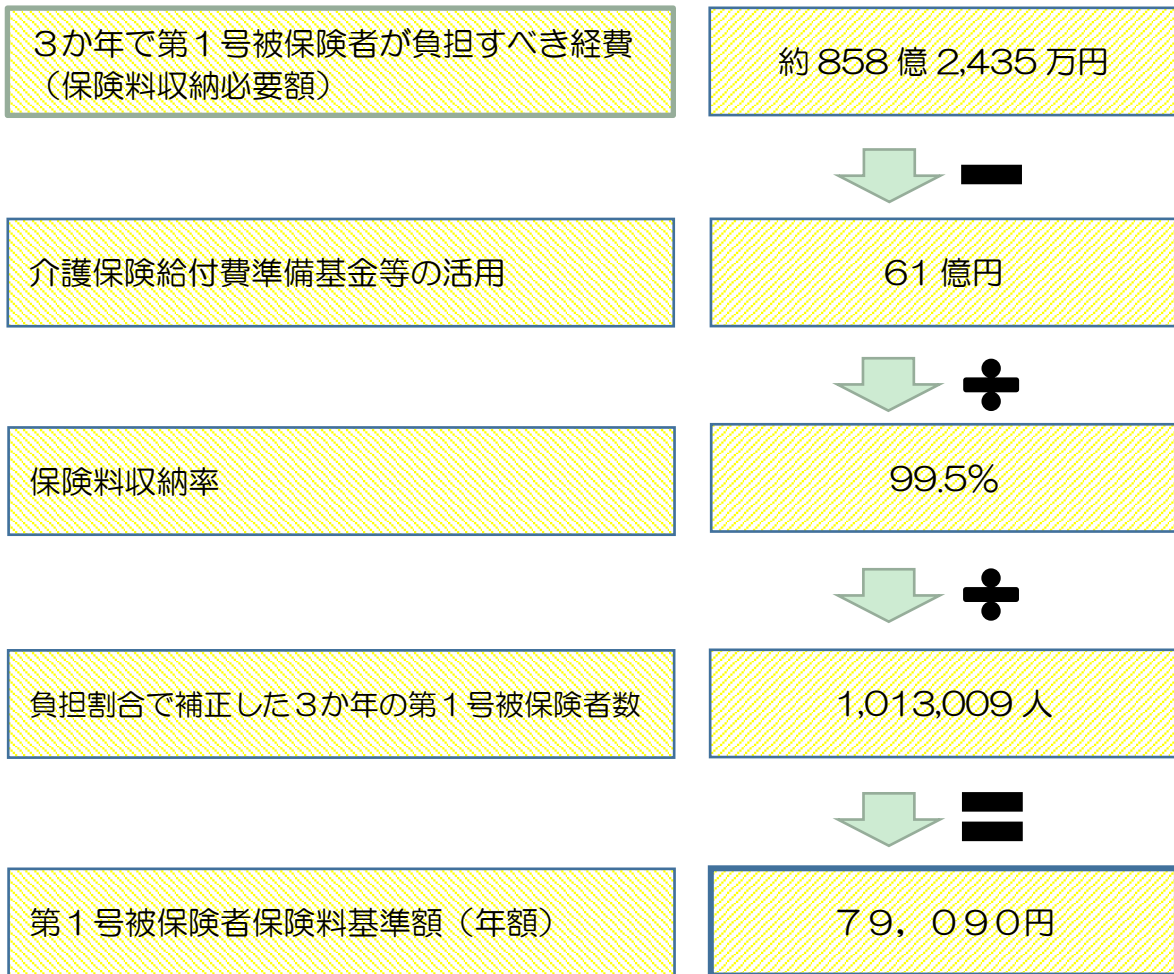
※表中の第2・3・5段階の合計所得金額は、年金等所得金額を控除した額。以下同じ。

【本市の第1号被保険者の保険料段階と負担割合】

※ 縦軸中の数字は、第9期における負担割合。グラフ中（ ）内の数字は、第8期における負担割合。



② 保険料基準額の算定



予定収納率

【本市の予定収納率】

単位：%

	第8期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
現年度保険料収納率	99.55	99.58	99.53

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値

➡ 保険料の収納率向上に向けた取組

本市では、介護保険事業等に要する費用負担について、公平性を担保する観点から、保険料の収納率向上に取り組んでいます。

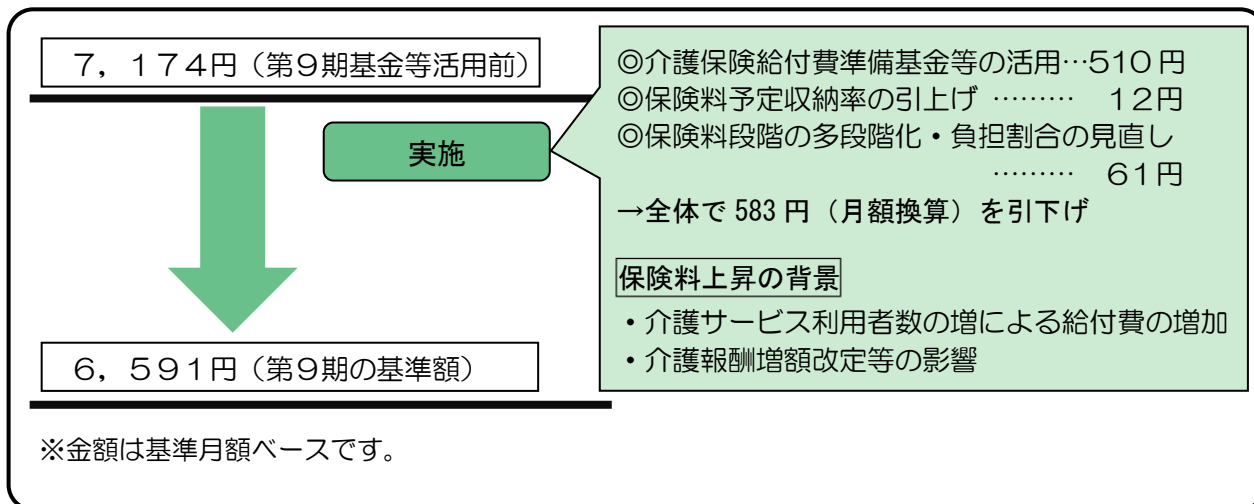
区役所・支所においては、納付相談や滞納者への対応など、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料と介護保険料収納事務の一元化による効率的かつ効果的な収納事務を実施しました。また、未納者に対しては、コールセンターを活用し、払い忘れなどの未納者に集中して納付勧奨を行うなど、収納対策に取り組みました。加えて、訪問徴収体制を強化するとともに、Web口座振替、クレジットカード支払い、各種キャッシュレス決済の導入など納付手段を多様化することで納付の利便性向上に取り組んでまいりました。

第9期計画期間においては、これまで実施してきた各種取組を継続し、引き続き収納率の向上に取り組めます。

第9期計画期間の保険料については、要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者数が増加することなどから、保険料基準月額が7,174円に上昇すると見込まれました。

本市では、介護保険給付費準備基金等の活用や収納率向上の取組の推進により、基準月額を6,591円（年間：79,090円）と算定しました。

【本市の介護保険給付費準備基金の活用等による保険料への影響】



（5）保険料及び利用料の負担軽減

保険料及び利用料の負担軽減を引き続き実施します。

（6）将来の保険料水準

本市総務企画局の「将来人口推計」を参考に第1号被保険者数を推計し、その推計を基に要介護認定者数、サービス利用者数等を見込み、令和22（2040）年度の保険料を推計しました。なお、この推計は、第9期計画期間以降の制度改正の影響等を考慮していないため、あくまでも現時点における参考値となります。

【令和22年度（2040）の保険料水準】

	令和22（2040）年度
介護保険給付費等の合計額	1,504億円
保険料基準月額	9,141円

(7) 第9期計画期間における所得段階別の保険料額

保険料段階	対象者の所得基準	負担割合 (×基準額)	保険料額 (年額)	概ねの 月額
第1段階	生活保護又は、中国残留邦人等支援給付を受けている方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	0.285	22,540円	1,878円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	22,540円	1,878円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1・2段階以外の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.382	30,210円	2,518円
第4段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1・2・3段階以外の方	0.67	52,990円	4,416円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	71,180円	5,932円
第6段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、第5段階以外の方	基準額	79,090円	6,591円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	1.15	90,960円	7,580円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	98,870円	8,239円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	118,640円	9,887円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.7	134,460円	11,205円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.8	142,370円	11,864円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.9	150,280円	12,523円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.1	166,100円	13,842円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.3	181,920円	15,160円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.5	197,740円	16,478円
第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.7	213,560円	17,797円
第17段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.9	229,380円	19,115円
第18段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	3.1	245,200円	20,433円
第19段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方	3.3	261,020円	21,752円

※保険料額は年額で決定するため、月額は目安であり、実際の徴収額とは異なります。

※第1段階から第4段階については、公費による負担割合の軽減が図られています。

